



福島医発第 2707 号(地)

令和 2 年 1 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について
(医師少数区域経験認定医師について)

今般、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて標記通知に関する周知依頼がありました。

本件は、平成 30 年 7 月の医療法及び医師法の一部改正により、医師の確保を特に図るべき区域（医師少数区域等）における勤務の促進のため、医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有する医師を厚生労働大臣が認定する制度が創設され、令和 2 年 4 月 1 日より施行されることから、具体的な認定申請等の手続きについてお知らせするものです。

つきましては、通知の概要は下記の通りですので、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につき、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 認定に必要な期間について

認定に必要な医師少数区域等所在病院等における医療提供業務実施期間は 6 月以上で、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週 3 2 時間以上勤務することとされており、この場合は勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることが可能です。

医師免許を取得して 9 年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合は、同一又は複数の病院等における断続的な勤務の日数を合計して 180 日と

なった場合も認定に必要な勤務期間に達したものと扱われますが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務日数に含まれません。

2. 認定に必要な業務について

認定に必要な業務として、次のア～ウに掲げる全ての業務を行う必要があります。

ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務

イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務

ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務
通知には、これらの業務の具体例が示されていますので、併せてご参照ください。

3. 管理者要件について

認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院（管理者要件の対象となる病院）は、地域医療支援病院のうち、医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とされています。

なお、上記の管理者要件の対象となる病院であっても、地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和2年4月1日以降に研修を開始した医師以外の者に限る）等の場合は、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることが認められます。

4. その他

認定を受けた医師である旨について、医業又は病院若しくは診療所に関する広告として広告する際の名称は「医師少数区域経験認定医師」とすることとされています。

令和 2 年 1 月 2 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武



医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について
(医師少数区域経験認定医師について)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

平成 30 年 7 月の医療法・医師法の改正により、医師の確保を特に図るべき区域(医師少数区域等)における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有する医師を厚生労働大臣が認定する制度が創設され、令和 2 年 4 月 1 日より施行されます。

今回の通知の概要は下記のとおりですが、具体的な認定の申請等の手続きについては、別紙をご参照ください。なお「様式 4」は、追って定められる予定であることを申し添えます。

つきしては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 認定に必要な期間について

認定に必要な医師少数区域等所在病院等における医療提供業務実施期間は 6 月以上で、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週 3 2 時間以上勤務することとされており、この場合は勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることが可能です。

医師免許を取得して9年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合は、同一又は複数の病院等における断続的な勤務の日数を合計して180日となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものと扱われますが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務日数に含まれません。

2. 認定に必要な業務について

認定に必要な業務として、次のア～ウに掲げる全ての業務を行う必要があります。

ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務

イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務

ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

通知には、これらの業務の具体例が示されていますので、併せてご参照ください。

3. 管理者要件について

認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院（管理者要件の対象となる病院）は、地域医療支援病院のうち、医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とされています。

なお、上記の管理者要件の対象となる病院であっても、地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和2年4月1日以降に研修を開始した医師以外の者に限る）等の場合は、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることが認められます。

4. その他

認定を受けた医師である旨について、医業又は病院若しくは診療所に関する広告として広告する際の名称は「医師少数区域経験認定医師」とすることとされています。

以上

医政発 0116 第 2 号
令和 2 年 1 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0116 第 1 号
令和 2 年 1 月 16 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成 30 年 7 月 25 日に医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）が公布され、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の一部改正（厚生労働大臣による医師の認定に関する事項等）については、令和 2 年 4 月 1 日付けで施行することとされています。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備等を行うため、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 209 号。以下「改正政令」という。）が令和元年 12 月 25 日に公布されるとともに、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 1 月 16 日に公布され、いずれも令和 2 年 4 月 1 日付けで施行・適用されることとなります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

改正法により、厚生労働大臣が、法第 7 条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、施行に必要な所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

- 1 改正法による改正後の法第 5 条の 2 第 1 項の認定（以下「認定」という。）に係る手続きについては、次に掲げるとおりとすること。なお、（1）のエからカまでに掲げる事項を記載する申請様式については、追って定める。

（1）認定の申請

認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、以下の事項のうちア～ウについて証する書類を添えて厚生労働大臣に提出すること。

- ア 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務の内容（３のアからウまでに掲げる全ての業務を含むものとする。）
- イ アの業務を行った期間
- ウ アの業務を行った、医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下「医師少数区域等所在病院等」という。）の名称及び所在地
- エ アの業務を行うこととなった理由
- オ アの業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境
- カ アの期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況
- キ その他認定をするために必要な事項

オの「勤務環境」として、医師少数区域等所在病院等における業務の内容（アに該当するものを除く。）、従事した診療科、勤務環境（勤務時間等）、処遇（給与・福利厚生）等について報告するものとする。

なお、法第５条の２第１項の医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）は、法第３０条の４第６項に規定する区域及び法第３０条の４第２項第１４号に規定する区域（法第３０条の４第６項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。

（２）認定証明書の再交付の申請

認定を受けた者が認定証明書を亡失し、又は毀損したときは、申請書を厚生労働大臣に提出した上で、認定証明書の再交付の申請をすることができること。

なお、認定証明書を毀損した者が再交付の申請をする場合には、申請書にその認定証明書を添えなければならないこと。

また、認定証明書の再交付を受けた後、亡失した認定証明書を発見したときは、５日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならないこと。

（３）認定証明書の返納

認定の取消処分を受けた者は、５日以内に、認定証明書を厚生労働大臣に返納しなければならないこと。

２ 医籍に登録する事項に、当該医師が認定を受けた旨を追加すること。

３ 法第５条の２第１項の厚生労働省令で定める経験は、法第７条に規定する臨床研修等修了医師が、医師少数区域等所在病院等において６月以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経

験とすること。

- ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
- イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
- ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

(1) 認定に必要な期間

認定に必要な診療を行っている期間においては、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週 32 時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週 30 時間以上）勤務することとする。この場合は、勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることができるものとし、また、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。

ただし、医師免許を取得して 9 年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務の日数を合計して 180 日となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものとして扱うが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務の日数に含めないこととする。

なお、認定の対象となるのは、原則として当該医師少数区域等所在病院等の所在する地域が医療計画において医師少数区域等として位置づけられている間の勤務とするが、診療を開始した時点において医師少数区域等に該当する地域であって、その後医師少数区域等に該当しなくなった地域については、当該医師少数区域等所在病院等において診療を開始した後初めて医師少数区域等に該当しなくなった時点から 3 年の間は、医師少数区域等とみなす。

(2) 認定に必要な業務

上述の認定に必要なア～ウの業務の例示としては、以下のものが考えられる。

(認定に必要な業務の具体例)

(アの業務の例)

- ・ 地域の患者への継続的な診療
- ・ 診療時間外の患者の急変時の対応
- ・ 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・ 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・ 小児等に対する夜間診療の実施

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導
※ 労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健法に基づく健康診断、母子保健法に基づく健康診査、健康増進法に基づくがん検診、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

- 4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。

(1) 管理者要件の対象となる病院

地域医療支援病院のうち医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とする。

なお、この具体例としては、以下のものが考えられる。

- ・医師少数区域等における巡回診療
- ・医師少数区域等の病院等への医師派遣（代診医の派遣を含む。）
- ・総合診療の部門を備えた上でのプライマリ・ケアに関する研修・指導

(2) 管理者要件の例外となる場合

以下に掲げる場合は、(1)に掲げる場合であっても、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることができる。

ア 地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和2年4月1日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合

イ アの場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかった場合であって、認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める

場合

なお、イについては真にやむを得ない場合に限るものとし、都道府県は、イの場合を認めるに当たっては厚生労働省医政局と協議の上で判断すること。

第3 その他

認定を受けた医師である旨について、医業又は病院若しくは診療所に関する広告として広告する際の名称は、「医師少数区域経験認定医師」とすること。

法第5条の2第1項の認定の申請等の手続きについて

第1 認定の申請手続き

法第5条の2第1項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。

(1) 同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合

- ・ 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式1-1に基づき記載すること。
- ・ 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式1-1に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式1-2に基づき記載すること。
- ・ 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式4に基づき記載すること。
- ・ 別記様式1-1, 1-2, 4に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。
 - ・ 臨床研修修了登録証の写し
(平成16年3月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」)
 - ・ 認定証送付用封筒(角形2号の封筒に住所・氏名を記載し、575円分の切手を貼付のこと。)

(2) 医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合

- ・ 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式2-1に基づき記載すること。
- ・ 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式2-1に記載された全ての医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者による当該医療機関における勤務についての証明書を別記様式2-2に基づき記載すること。
- ・ 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地について、別記様式4に基づき記載すること。
- ・ 別記様式2-1, 2-2, 4に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。
 - ・ 臨床研修修了登録証の写し
(平成16年3月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」)
 - ・ 認定証送付用封筒(角形2号の封筒に住所・氏名を記載し、575円分の切手を貼付のこと。)

第2 認定証明書の再交付の申請

認定証明書の再交付の申請は、別記様式3に基づき記載した再交付申請書及び以下の書類を、住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。

- ・臨床研修修了登録証の写し

（平成16年3月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」）

- ・認定証送付用封筒

（角形2号の封筒に住所・氏名を記載し、575円分の切手を貼付のこと。）

認定年月日

様式 1 - 1

法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第							号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
									臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地並びに勤務期間

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上※の勤務を（行った 行っていない） ※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	
当該医療機関で行った業務（アからウまでのそれぞれにつき 1 つ以上○で囲むこと。）	
（ア）個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 - 地域の患者への継続的な診療 - 診療時間外の患者の急変時の対応 - 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 - 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 - 小児等に対する夜間診療の実施 - その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
（イ）他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 - 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 - 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 - 介護認定審査会への参加 - 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） - その他（ ）	
（ウ）地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断	

母子保健法に基づく健康診査
健康増進法に基づくがん検診
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。

2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）
4. その他（

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日

本籍 (国籍)	都 道 府 県		
郵便番号		電話番号	
住 所	都 道 府 県		

ふりがな			印	性別	男
氏 名	(姓)	(名)			女

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間に関して下記の記載に相違ないこと及び申請者が当該期間に当該医療機関において以下の（ア）から（ウ）の全ての業務を行ったことを証明する。

年 月 日

(医療機関の名称)

(管理者氏名)

印

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上※の勤務を（行った 行っていない）	
※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	

厚生労働大臣 殿

(ア) から (ウ) の業務

- (ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
- (イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
- (ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導

※ 労働安全衛生法に基づく健康診断

学校保健法に基づく健康診断

母子保健法に基づく健康診査

健康増進法に基づくがん検診

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査

保険者からの委託に基づく健康診断

等が含まれる。

- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

医療法第5条の2第1項の認定の申請書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登 録 番 号	第							号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
									臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地、勤務期間並びに当該医療機関において行った業務

※ 認定の対象となる勤務を行った医療機関が複数ある場合は、そのうち勤務を開始した時期が早い医療機関における勤務から順に次項の欄に記載すること。

※ 下欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康損診放に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

認定の対象となる勤務（ ）

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日	
当該医療機関において行った業務（該当するものを○で囲むこと。）	
（ア）個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
（イ）他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 3. 介護認定審査会への参加 4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） 5. その他（ ）	
（ウ）地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断※及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 4. その他（ ）	

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日												
本籍 (国籍)		都 道 府 県										
郵便番号					電話番号							
住 所		都 道 府 県										
ふりがな								印		性別		男
氏 名		(姓)			(名)							女
生年月日		昭和 平成 西暦					年			月		日

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書

(医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間及び業務内容に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日

(医療機関の名称)

(管理者氏名)

印

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日	
当該医療機関において行った業務（該当するものを○で囲むこと。）	
ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務	
イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務	
ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務	

厚生労働大臣 殿

※ 上欄のア～ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・ 地域の患者の慢性疾患に対する継続的な治療
- ・ その他、地域の患者への継続的な診療及び保健指導
- ・ 地域住民に外来診療が必要となった際の外来診療
- ・ 地域の患者に入院治療が必要になった際の入院治療
- ・ 診療時間外の患者の急変時の対応
- ・ 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・ 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診

※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・ 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・ 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・ 介護認定審査会への参加
- ・ 小児等に対する夜間診療の実施

- ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整
 - ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）
- (ウの業務の例)
- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断*及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康増進法に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
 - ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
 - ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定証明書の再交付申請書

医療法第 5 条の 2 第 1 項 認定年月日	令和 年 月 日
----------------------------	-------------------

医 籍 登録番号	第							号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
									臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

本籍 (国籍)	都 道 府 県		
郵便番号		電話番号	
住 所	都 道 府 県		

ふりがな			印	性別	男
氏 名	(姓)	(名)			女

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

上記認定証を（き損・亡失）したので関係書類を添えて再交付を希望します。

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第二百九号

医療法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第四項、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条及び医療法及び医師法の一部を改正する法律附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の前の見出しを削り、同条中「医療法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第一条の五とし、同条の前に見出しとして「法の適用に関する特例」を付する。

第一条の五の前に次の四条を加える。

（認定の申請）

第一条 医療法（以下「法」という。）第五条の二第一項の認定（次条から第一条の四までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする者は、当該者が同項に規定する経験を有することその他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書にその内容を証する書類を添付し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（認定証明書の再交付）

第一条の二 認定を受けた者は、認定証明書を亡失し、又は毀損したときは、認定証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、再交付の事由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出してしなければならない。

3 認定証明書を毀損した者が第一項の規定による申請をする場合には、前項の申請書にその認定証明書を添付しなければならない。

4 認定証明書を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した認定証明書を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(認定証明書の返納)

第一条の三 認定の取消しの処分を受けた者は、五日以内に、認定証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第一条の四 前三条に規定するもののほか、認定又は認定証明書の再交付の申請手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四条の五の表中「第一条」を「第一条の五」に改める。

(医師法施行令の一部改正)

第二条 医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）の、部を次のように改正する。

第四条第六号中「第十六条の四第一項」を「第十六条の六第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第二項の認定を受けた旨

第十二条中「第十六条の五」を「第十六条の七」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第三条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の、部を次のように改正する。

第三十七条第一項第四号中「第四項並びに第十六条の三」を「第十六条の五」に改める。

(医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正)

第四条 医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（平成三十一年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「医療法及び医師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号。以下「新医師法」という。）を「新医師法」に改め、本則を第二条とし、同条の前に次の見出し及び一条を加える。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 医療法及び医師法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号。次条において「新医師法」という。）第十六条の二第二項の規定は、外国の病院については、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「外国の病院又は前項」とする。

附 則

第一条 医療法及び医師法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号。次条において「新医師法」という。）第十六条の二第二項の規定は、外国の病院については、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「外国の病院又は前項」とする。

附 則

第一条 医療法及び医師法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号。次条において「新医師法」という。）第十六条の二第二項の規定は、外国の病院については、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「外国の病院又は前項」とする。

附 則

附 則

第一条 医療法及び医師法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号。次条において「新医師法」という。）第十六条の二第二項の規定は、外国の病院については、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「外国の病院又は前項」とする。

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

四 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第十五条第一項第十六号及び第二項

五 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八条第一項第二十五号及び第二項の表医療法施行令第一条の項

六 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十号）第十六条第一項第二十六号及び第二項の表医療法施行令第一条の項

七 独立行政法人海技教育機構法第十四条第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令（平成二十八年政令第五十八号）第一条

文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省令第四号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、医療
法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年、月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（第一条・第一条の二） 第二章 医療に関する選択の支援等 （第一条の二の二―第一条の十） 第一章の三―第七章（略） 附則 第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（第九条第三項第三号において同じ。） 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（第九条第三項第四号において同じ。） 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（第九条第三項第五号において同じ。） 四・五（略） （医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等） 第一条の二 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域（法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。	目次 第一章 総則（第一条） 第二章 医療に関する選択の支援等 （第一条の二―第一条の十） 第一章の三―第七章（略） 附則 第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（第九条第二項第三号において同じ。） 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（第九条第二項第四号において同じ。） 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（第九条第二項第五号において同じ。） 四・五（略） （新設）

- 21 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める経験は、臨床研修等修了医師が、同項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下この条及び第七条の二において「医師少数区域等所在病院等」という。）において、六月以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とする。
- 一 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
- 二 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
- 三 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務
- 31 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。）第一条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務（前項各号に掲げる全ての業務を含むものとする。）の内容
- 二 前号に掲げる業務を行った期間
- 三 第1号に掲げる業務を行った医師少数区域等所在病院等の名称及び所在地
- 四 第1号に掲げる業務を行うこととなつた理由
- 五 第1号に掲げる業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境
- 六 第二号の期間及び当該期間の前後における勤務地その他の勤務の状況
- 七 前各号に掲げる事項のほか、法第五条の二第一項の認定をするために必要な事項

- 第一条の二・第一条の二の三（略）
- 第一条の九の二の二 令第三条の二第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせるに当たつては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができる。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。
- 2 （略）
- 2 第六条の三（略）
- 2 （略）
- 一 十五 （略）
- 十六 第一号の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行つていることを証する書類
- 3 5 （略）
- （認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等）
- 第七条の二 法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院のうち医師少数区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とする。
- 2 法第十条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 地域における医療の確保のために当該病院を管理することが適当と認められる者（令和二年四月一日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合

- 第一条の二・第一条の二の二（略）
- 第一条の九の二の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。）第三条の二第一項第一号ハの規定により内科又は外科と同号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせるに当たつては、当該事項又は当該事項のうち異なる複数の区分に属する事項とを組み合わせることができない。この場合において、同一の区分に属する事項同士を組み合わせることはできない。
- 2 （略）
- 2 第六条の三（略）
- 2 （略）
- 一 十五 （略）
- 十六 第一号の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行つていることを証する書類
- 3 5 （略）
- （新設）

二 前号に掲げる場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかつたものである場合であつて、法第五条の二第一項の認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると当該病院の所在地の都道府県知事が認めるとき

第七条の二の二 (略)

第九条 (略)

(削る)

第七条の二 (略)

第九条 (略)

2 法第十二条第二項第一号の厚生労働省令で定める区域は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域(法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。)内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。

3・4 (略)

第九条の二の二 (略)

一・十五 (略)

十六 第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保、第七条の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項の状況

2・4 (略)

別表第一(第一条の二関係) (略)

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。